

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
11月24日
(水曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく施術機関の指定（厚政課）……………

救急病院の認定（医療政策課）……………

土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………

保安林の指定（萩市）（森林整備課）……………



山口県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和三年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

氏名 施設 住所 指定年月日

磯村 祐樹 防府市大字新田六三三 令和三、一〇、一三

山口県告示第三百四十八号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和三年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名称 所在地 認定が効力を有する期限

名 称 所 在 地 令和六、一一、三〇

宇部西リハビリター 宇部市大字沖ノ旦七九七

シヨン病院

山口県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和三年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

土地改良区の名称 認可年月日

下関市吉田土地改良区 令和三、一一、一二

山口県告示第三百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和三年十一月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

- 萩市大字明木字国木原一六三の三、字矢代引明四九一一、一二四〇七の一、一二四一〇、一二四一一、字矢代東側赤ナメラ一二四〇二の九、一二四二二の一、一二四二二の四、字国木原東ケ輪一二四一三、一二四一五の一、字横瀬東ケ輪一二四一八の一、一二四二〇、字檜穴一三〇二八、字ひや希原一三〇四五の一、一三〇四五の二、一三〇四六

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。)